

平成13年(再口)第1号
千葉県勝浦市越前谷 弘
1 意見聴取に付する再生計画案 平成13年11月13日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成13年12月17日まで
平成13年(再口)第41号
横浜市南区山谷12番地の3
再生債務者 中山 一樹
1 意見聴取に付する再生計画案 平成13年11月7日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成13年12月17日まで
平成13年11月19日

横浜地方裁判所第3民事部
平成13年(再口)第76号
愛知県大府市北山町3丁目75番地ベルテ花菱206号
再生債務者 秋房 邦宣
1 意見聴取に付する再生計画案 平成13年11月16日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成13年12月17日まで
平成13年11月19日

名古屋地方裁判所民事第2部
平成13年(再口)第85号
名古屋市中川区畑田町1丁目3番地市宮畑田荘2棟506号
再生債務者 大保日出夫
1 意見聴取に付する再生計画案 平成13年11月16日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成13年12月17日まで
平成13年11月19日

名古屋地方裁判所民事第2部
平成13年(再口)第1号
岩手県西磐井郡花泉町金沢字下森子壇9番地
再生債務者 千葉 良悦

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
平成13年11月16日 盛岡地方裁判所第一開支部
平成13年(再口)第3号
千葉県船橋市芝山4丁目29番8号
再生債務者 綿田 清隆
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
平成13年11月16日
千葉地方裁判所民事第4部破産係
平成13年(再口)第10009号
長崎県佐保市日守町939番地
再生債務者 河内 晴彦
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
平成13年11月15日

長崎地方裁判所佐世保支部
平成13年(再口)第29号
静岡県美川町7番11号
再生債務者 杉山 久倫
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号前段に定める事由がある。
平成13年11月16日
静岡地方裁判所民事第2部

都市基盤整備公団西支社公告第23号
土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第88条第2項の規定により、阪神間都市計画事業芦屋中央震災復興土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第55条の2において準用する同令第3条の規定に基づき、公告する。
平成13年12月3日
都市基盤整備公団西支社 支社長 南部 裕一 記

1. 縦覧開始の日 平成13年12月4日 (縦覧期間2週間)
2. 縦覧場所 兵庫県芦屋市松ノ内町1番10号
都市基盤整備公団西支社 芦屋土地区画整理事務所
午前9時15分から
午後5時30分まで
3. 縦覧時間

会社その他の公告

合併公告
平成十三年十一月二十六日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したのので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成十三年十一月三日
北九州市八幡西区陣原五丁目一番一八号
(甲) キリンクリーニング有限公司
代表取締役 古賀 勝

合併公告
平成十三年十一月三十日付合併契約書により、当社は太陽火災海上保険株式会社(本店所在地東京都千代田区一番町七番七号)と合併して同社の権利義務一切を承継することいたしました。この合併に際し、この合併に反対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成十四年一月十七日までお申し出下さい。
また、合併をすべき時期は、平成十四年四月一日であり、当会社は、商法第四〇八条第一項の株主総会による合併契約書の承認を得ずに合併いたしましたのをご公告します。
平成十三年十一月三日
北九州市小倉北区西港町九四番地の九
代表取締役 百合野保文

合併公告
平成十三年十一月二十八日付合併契約書により、当社は合資会社江南(本店所在地宮崎県小林市大字細野一八九八番地)と合併して同社の権利義務一切を承継することいたしました。この合併に際し、この合併に反対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
また、合併をすべき時期は、平成十四年一月一日であり、当会社は、商法第四〇八条第一項の株主総会による合併契約書の承認を得ずに合併いたしましたのをご公告します。
平成十三年十一月三日
福岡県宗像市大字徳重字中約五八四番地五
(乙) 有限会社フット急便宗像 勝
代表取締役 古賀 勝

合併公告
平成十三年十一月二十二日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することとを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成十三年十一月三日
東京都西東京市保谷町二丁目三番一八号
(甲) 株式会社野口組
代表取締役 野口 正義
東京都東村山市秋津町二丁目三番地一
(乙) 光建設株式会社
代表取締役 野口 幸男

合併公告

合併公告
平成十三年十一月二十八日付合併契約書により、当社は合資会社江南(本店所在地宮崎県小林市大字細野一八九八番地)と合併して同社の権利義務一切を承継することいたしました。この合併に際し、この合併に反対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成十四年一月十七日までお申し出下さい。
また、合併をすべき時期は、平成十四年四月一日であり、当会社は、商法第四〇八条第一項の株主総会による合併契約書の承認を得ずに合併いたしましたのをご公告します。
平成十三年十一月三日
北九州市小倉北区西港町九四番地の九
代表取締役 百合野保文

合併公告
平成十三年十一月三十日付合併契約書により、当社は太陽火災海上保険株式会社(本店所在地東京都千代田区一番町七番七号)と合併して同社の権利義務一切を承継することいたしました。この合併に際し、この合併に反対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成十四年一月十七日までお申し出下さい。
また、合併をすべき時期は、平成十四年四月一日であり、当会社は、商法第四〇八条第一項の株主総会による合併契約書の承認を得ずに合併いたしましたのをご公告します。
平成十三年十一月三日
北九州市小倉北区西港町九四番地の九
代表取締役 百合野保文

合併公告
平成十三年十一月二十二日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することとを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成十三年十一月三日
東京都西東京市保谷町二丁目三番一八号
(甲) 株式会社野口組
代表取締役 野口 正義
東京都東村山市秋津町二丁目三番地一
(乙) 光建設株式会社
代表取締役 野口 幸男

合併公告
平成十三年十一月二十八日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したのので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成十三年十一月三日
北九州市八幡西区陣原五丁目一番一八号
(甲) キリンクリーニング有限公司
代表取締役 古賀 勝